令和4年度

第 11 回定例農業委員会会議録

令和 5 年 2 月 20 日 開催 令和 5 年 2 月 20 日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和 4 年度 第 11 回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第2号

令和4年度 第11回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和 5年 2月15日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和5年2月15日

場 所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和 5年 2月 20日 午前 9時 00分

閉会 令和5年2月20日 午前10時05分 (会期1日)

第1日目(2月20日)			出席委員	18	名			
1番	中添	文彦	8番	笹川	武義	15番	滝川	廣男
2番	谷本	利信	9番	井脇	弘幸	16番	渡辺	玲子
3番	三好	直樹	10番	長尾	清	17番	大野	政則
4番	國重	義廣	11番	川西	正廣	18番	藤重	英子
5番	森	健人	12番	藤滝	健造	19番	丸尾	説男
			13番	三好	満			
7番	佐藤	裕子	14番	三好	光春			

農地利用最適化推進委員 0名参加

議事録署名委員 9番 井脇 弘幸 委員、 10番 長尾 清 委員

欠席 6番 福家 範行 委員、

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主任主事 岩部 有起 主査 三好 勇太

傍聴人 0 人

議事日程

令和 5年 2月20日

第 1	会期の決定に、	ついて
第 2	議事録署名委	員の指名について
第 3	議案第1号	農地法第3条(農業委員会)について
第 4	議案第2号	農地法第4条(県知事)について
第 5	議案第3号	農地法第5条(県知事)について
第 6	議案第4号	現況証明(農委分)について
第 7	議案第5号	基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について
第8	議案第6号	農地中間管理事業法第18条7項(農地利用配分計画の公告)について
第 9	議案第7号	農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】について
第 10	議案第8号	農業経営改善計画の認定(町)について
第 11	報告第1号	農地法第 18 条(通知)について

令和 5 年 2 月 農業委員会議事録

午前9時00分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 4 年度第 11 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第4条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、 6 番 福家 範行 委員の 1名です。よって、農業委員出席者は、18名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、9番 井脇弘幸 委員、10番 長尾清 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。今月は2件です。

議案第1号-1

地 図:

権利等: 所有権移転 有償売買 総額 40 万円

申請地:

譲渡人: 譲受人:

説明: 申請に至った理由ですが、譲渡人は農業を廃止し農地の処分を考えていたところ、申請地

を借り受けて耕作し、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 5,922 ㎡、借入地が 2,081 ㎡で合計 8,003 ㎡あり、下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

なお、貸付地が3,779 ㎡ありますが、こちらは居宅から離れた農地2筆、及び期間借地により担い手に1筆を貸しているものであり、担い手の経営計画があるため解約は行いません。 取得後の営農計画としては、現状と同じく水稲を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、50年、農作業の従事日数は、250日で、機械の所有状況については、トラクター、耕耘機、田植機、トラックを各1台と農舎150㎡を所有するほか、コンバイン1台をリースしています。また、水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約300m、徒歩でも3分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図:

所有権移転 有償売買 総額 330 万円

権利等: 申請地:

譲渡人:

譲受人:

説明: 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足のため経営縮小を考えていたところ、申請 地を借り受けて耕作し、経営規模拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至 ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 23,065.58 ㎡、借入地が 124,522.30 ㎡で合計 147,587.88 ㎡あり、下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、麦の栽培を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、17年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター3台、コンバイン2台、耕耘機4台、田植機1台、乾燥機2台、トラック1台、農舎 150 ㎡を所有しています。また、麦の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、遠いところで約300m、徒歩で5分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 今月は1件です。

議案第2号-1(12月農振除外)

地図・図面:

申請地:

地 種: 第2種農地

併用地:

申請者:

用途: 住宅用地

施設の概要: 住宅平屋建 1 棟 184.13 ㎡

申請事由: 貸住宅用地

説明:【理由】 併用地の既存住宅は、町役場や総合病院に近く、利便性の高い恵まれた立地である。申請人は、 に居住しており、空き家となった本住宅を貸住宅として活用したいと考えていたが、現在、進入路と駐車場がない状態である。

そのため、町道と宅地の間に位置する申請地を造成して駐車場と進入路の問題を解消したうえで、併用地と併せて貸住宅とその用地とすることを計画し、申請に至ったものです。

【資金】 土地代 0 万円、造成費 10 万円、建築費 0 万円 自己資金 10 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和5年4月1日~令和5年6月30日

【造成】 盛土、切土 整地程度 コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水:排水桝を経由し西側水路へ放流

汚水:なし (併用地部分は既設浄化槽にて処理)

【他法令許可】 該当なし

【水利】 該当水利組合なし

【隣接同意】

以上、1件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は4件です。

議案第3号-1(12月農振除外)

地図・図面:

申請地:

地 種: 第2種農地

併用地:

(工場、既存駐車場部分)

譲渡人:

譲受人:

用途: その他業務用地 施設の概要: 露天駐車場

申請事由: 駐車場

説明:【理由】 申請人は、 に主たる事務所を置き、昭和27年に設立、配管関連機材

の製造販売等を主に営む法人です。生産規模拡大のため、既存駐車場への工場新設を計画しており、工事に先立ち、現在従業員が使用中の約 170 台程度の駐車ス

ペースの代替地を確保することとなりました。

代替駐車場を何台確保できるかによって新設工場の規模が決まるため、できるだけ多くの代替駐車場を確保する必要があり、本社近隣で駐車場用地を検討していたところ、本社から東に 100mほど離れた本申請地を利用することで、68 台分の敷地を確保する目途が立ったため、申請に至ったものです。

なお、他にも本申請地の北東側に位置する農地についても、約50台分の駐車場用地として利用する計画を進めており、現在農地転用に向けて準備しているとのことです。これらを併せて、合計120台程度の代替駐車場を確保できる見込みとなっており、必要台数を確保する目途が立ったものです。

【資金】 土地代 1,600 万円、造成費 1,100 万円、建築費 0 万円 自己資金 2,700 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和5年4月10日~令和5年10月31日

【造成】 花崗土による盛土 $H=0\sim0.15\,\mathrm{m}$ 、アスファルト舗装

西側コンクリート擁壁(H=0.85)設置

【排水】 雨水:溜桝を経由し北側道路側溝へ放流

汚水:なし

【他法令許可】 町道工事承認

【水利】

【隣接同意】

議案第 3 号-2

地図・図面:

申請地:

地 種: 第2種農地、第3種農地(病院及び小学校の500m以内で水道、下水が

併用地: 水路 9.40 m²

譲渡人:

譲受人:

用途: 住宅用地

施設の概要: 住宅 2 階建 5 棟 74.52 ㎡/棟、カーポート平屋建 1 棟 30.00 ㎡

申請事由: 分譲住宅

に主たる事務所を置き、昭和 54 年に設立、木材の 説明:【理由】 申請人は、

> 加工及び販売、建築工事の設計施工、土地建物の売買及び分譲を営む法人で す。申請地周辺における分譲地の問い合わせが多くあり、候補地を検討してい ましたところ、農地を処分したいと考えていた土地所有者との間で意向が合致 したことと、問い合わせ状況から判断し5棟の販売は確実であると判断し、申

請に及んだものです

【資金】 土地代 1,500 万円 造成費 800 万円、建築費 3,400 万円

総額 5,700 万円、自己資金 3,170 万円、借入金 2,530 万円

【期間】 令和5年5月15日~令和8年4月14日

【造成】 盛土 H=0.33~1.95m 切土 なし

コンクリート擁壁 H=1.0~3.5m

【排水】 雨水:事業範囲内中央の自由勾配側溝を経由し南側地先水路へ排水

汚水:公共下水道管へ接続

町道の占用許可、法定外公共物の用途廃止、開発許可 【他法令許可】

【水利】

【隣接同意】

については、宅地として利用されており転用許可も取っているため

同意不要

議案第3号-3

地図・図面:

申請地:

地 種: 第2種農地

併用地:

譲渡人:

譲受人:

用途: 商業・サービス等用地

施設の概要: 店舗平屋建 1 棟 50.54 m²、従業員休憩所平屋建 1 棟 71.39 m²

申請事由: 飲食店用地

説明:【理由】 譲受人は、鶏肉の処理・加工・販売を行う法人の代表を務めており、今般その 食材を使用した飲食店経営を行うことを計画している。食材の搬入のために、法

人からの 5 分~10 分のエリアに位置し交通の便がよい地域で候補地を探してい

たところ、町外に居住し農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で意向が合致し、 本申請に及んだものです。

【資金】 土地代 200万円、造成費 170万円、建築費 530万円 自己資金 900万円、借入金 0万円

【期間】 令和5年4月1日~令和5年9月30日

【造成】 盛土 H=0.18~0.38m 切土 なし コンクリート擁壁 H=0.86m (北側)

境界コンクリート H=0.55~0.73m (東・南側)

【排水】 雨水:最終桝から西側水路及び北側側溝へ放流

汚水:オイルトラップを設置の上、公共下水道へ接続

【他法令許可】 国道工事承認

【水利】

【隣接同意】

については日や時間を変えて訪ねているが接触できて

いない。確約書の提出はある。

議案第3号-4(R4.12月農振除外)

地図・図面:

申請地:

....

地 種: 第2種農地

併用地: 農道・水路 43.56 m²

譲渡人:

譲受人:

用途: 住宅用地

施設の概要: 住宅平屋建 2 棟 131.58 ㎡/棟、住宅平屋建 4 棟 101.41 ㎡/棟

申請事由: 分譲住宅

説明:【理由】 申請人は、 に主たる事務所を置き、平成28年に設立、不動産売買を主に営む法人です。 から南側で居住用住宅を探している方からの問い合わせが相次いでおり、該当エリアで候補地を探していたところ、現在休耕中で農地の管理に苦慮している所有者との間で意向が合致し、本申請に至ったものです。

申請地は、 や からも近く、 子育て・通勤環境の整った利便性の高い地域のため、分譲住宅の需要の見込みが あると考え計画地の選定に至りました。

【資金】 土地代 500 万円 造成費 1,000 万円、建築費 5,500 万円 自己資金 7,000 万円、借入金 0 万円

【期間】 許可日~3年間

【造成】 盛土 H=0.6~1.1m 切土 なし

コンクリート擁壁 H=1.05~1.90

【排水】 雨水:各戸集水桝から計画地中央水路へ放流

汚水:合併浄化槽により処理

【他法令許可】 法定外公共の払い下げ、開発許可

【水利】

【隣接同意】

以上、4件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第4号現況証明について、説明します。今月は1件です。

議案第4号-1

地図・写真:

申請地:

現況地目: 山林原野

利用状況: 山林

申請人:

申請理由: 申請地は、平成3年に亡くなった父から相続しましたが、進入路が細く耕作に不便 なこともあり、耕作できなくなり耕作放棄地となりました。その後、休耕中に周辺の 山林から雑木が入り込み、30年以上経過したことにより森林の様相を呈しています。 耕作不適当等のやむを得ない事情により 20 年以上にわたり耕作放棄されたため自 然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地は、非農地証明を行うことが できるとありますので、非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないもの と考え、問題はないと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第4号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号についてです。なお、案件第4号に國重義廣委員に関係する案件が含ま れますので、審議の間ご退室をお願いします。

【退室】

議長

それでは事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第5号、相対による利用権設定です。案件第4号について、説明します。 P.7 をご覧ください。

議案第5号-4

所在:

利用権: 使用貸借権

貸付人:

借受人:

借受人経営面積: 89,324 m²

利用目的: 水稲、麦

賃料: 年間 10 a 当たり 0 円

期間: R5.3.1~R11.2.28 (6年間)

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第4号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第4号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

举手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

なお、P.11~12 の案件第 12 号につきましては、議案発送後に当事者より取り下げの申出がありましたので、議案書から削除をお願いします。

P.6~P.11 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数: 10件 合計 26,077 m²

内訳

新規契約: 1·11番 2件 7,687 ㎡ 更新契約: 2·3·5~10番 8件 19,110 ㎡

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第5号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第6号、機構が中間管理権を有する農地の利用権設定です。P.13をご覧ください。件 数は1件です。

所在:

賃貸借権

利用権:

貸付人:

借受人:

転貸人: 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積: 471,196.08 m²

利用目的: 水稲、麦、野菜

賃料: 年間 10 a 当り 5,000 円

期間: 機構借入 H28.4.1.~R8.3.31 (10 年間)

機構貸付 R5.4.1~R8.3.31 (3 年間)

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第6号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号についてです。なお、案件第2号に三好満委員に関係する案件が含まれ ますので、審議の間ご退室をお願いします。

【退室】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第7号、農地機構を通じた利用権設定です。案件第2号について、説明します。P.14 をご覧ください。

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

借受人:

転貸人: 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積: 162,056 m² 利用目的: 水稲・麦・野菜

賃料: 年間 10 a 当り 5,000 円

期間: R5.3.1~R11.2.28 (6年間)

以上審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第2号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第7号の、案件第2号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.14~P.21 をご覧ください。

契約件数: 14件 合計 32,156 m²

新規契約: 1·3~9·11·12·15番 11件 25,215 ㎡ 更新契約: 10·13·14番 3件 6,941 ㎡

変更契約: なし

 貸付先としましては、1番を
 へ、3番を
 へ、4番を
 へ、5~9番を

 へ、10番を
 へ、11・12番を
 へ、13・14番を

 へ、15番を
 へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第7号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号についてです。なお、案件第1号に川西委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【退室】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第1号案件について、説明します。

議案第8号-1(更新)

予定認定番号: 9-1-再5号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R10目標) 水稲、麦 農業経営等に関する目標:(R10目標)

> 水稲 500.0 a 22,500 kg (450 kg/10 a) 麦 430.0 a 14,200 kg (330 kg/10 a)

目標所得: 370万円

年間労働時間: 2,000 時間

予定認定日: 令和5年2月20日

予定認定期間: 令和 5 年 3 月 26 日~令和 10 年 3 月 25 日

説明: 中山間地域の農地を中心に耕作しているため、ほ場同士が点在している状況にあります。中山間地域の農地を維持しつつも、集約化を進め作業効率を向上させる計画となっています。

以上審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第1号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第8号の、案件第1号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

举手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。川西委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい、それでは残りの案件について説明します。

今月は、先ほどご審議いただいた案件を除いて、更新1件、変更1件、新規1件の申請がありま した。

議案第8号-2(更新)

予定認定番号: 19-2-再3号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R10目標) 繁殖めす豚(母豚)

農業経営等に関する目標:(R10目標)

母豚 飼育頭数 105 頭 生産量 2,750 頭

目標所得: 450 万円

年間労働時間: 1,100 時間

説明: ですが、所得目標を達成しており子豚の事故率や出荷頭数も高い水準にあります。今後も個体管理ソフト(PICS)を活用し、各種項目の全国での成績を把握することで、 改善点を洗い出し、より一層の成績向上を目指す計画となっています。

議案第8号-3(変更)

※ R4.5 に更新しましたが、作目に変更があることから変更申請があったものです。

予定認定番号: 29-1-再1(変1)号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R10目標) キュウリ、ナバナ、水稲、タマネギ、アスパラガス

農業経営等に関する目標:(R10目標)

キュウリ 作付面積:30.0 a → 17.0 a

生産量: 35,000 kg → 19,000 kg

アスパラガス 作付面積:0.0 a → 6.5 a

生産量: 0 kg → 1,300 kg

目標所得: 370万円

年間労働時間: 2,000 時間

説明:令和4年6月に認定の更新を行った際には、キュウリの更なる収量の向上を目指す計画を立てていました。しかし、今作を通じてキュウリの管理に十分手が回らなかったこともあり、ハウスの一部をアスパラガスへ変更する計画としました。アスパラガスへ変更することで、キュウリにかける時間を確保する見込みであり、それにより収量や秀品率を向上させ増収へつなげる計画となっています。

議案第8号-4(新規)

予定認定番号: R4-2号

申請者:

住所:

.______

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R10目標) カーネーション

農業経営等に関する目標:(R10 目標)

カーネーション 50.0 a 710,000 本 (142,000 本/10 a)

目標所得: 1,000 万円

年間労働時間: 2,000 時間

説明: の代表社員である さんは にてカーネ

ーションの栽培を行っています。今回、独立し自身の経営を開始するにあたり、外国人研修生を受け入れるために法人を立ち上げたもので、今後は必要となる労働力を確保しつつ規模を拡大し、法人経営を安定させる計画となっています。

以上、ご審議の程よろしくお願いします。

議長

議案第8号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について、事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は1件です。

報告 1-1

賃貸人:

賃借人:

転貸人:高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地:

解約日:令和5年2月3日

説 明: 耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。なお、こちらの農地については、 今回の3条申請により、借受人が取得する予定です。

以上です。よろしくお願いします。

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された議案第1号から議案第8号のうち、議案第5号の案件第4号、議案第7号の案件第2号、及び議案第8号の案件第1号を除く案件について、原案通り 替成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第11回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 10 時 05 分 閉会